

福知山市公告第 1 6 1 号

令和 8 年度軽自動車税（種別割）コンビニ対応納税通知書兼納付書等作成・封入封かん業務に係る一般競争入札について、以下のとおり実施する。

令和 7 年 1 1 月 1 4 日

福知山市長 大 橋 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名称

令和 8 年度軽自動車税（種別割）コンビニ対応納税通知書兼納付書等作成・封入封かん業務

(2) 業務概要

軽自動車税（種別割）コンビニ対応納税通知書兼納付書等の作成及び封入封かん業務

(3) 納品場所

福知山市総務部税務課

(4) 業務履行期間

契約締結日から令和 8 年 4 月 2 8 日まで

(5) 業務の詳細

別に定める仕様書のとおり

2 入札参加資格

入札参加者に必要な資格に関する要件は、次のとおりとする。

- (1) 令和 7 年度において福知山市指名競争入札等参加資格を有する者で印刷（製本含む。）「フォーム印刷」に登録されており、封入封かん業務を行うことができる者のうち、京都府内に本社若しくは本店、支社若しくは支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 民間企業、特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの（暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱（平成 1 5 年福知山市告示第 1 3 7 号）に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づ

き再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等経営状態が著しく不健全でない者であること。

- (6) 福知山市暴力団等排除措置要綱（平成23年福知山市告示第126号）に基づく入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間

公告日から令和7年11月28日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 提出先

〒620-8501

京都府福知山市字内記13番地の1

福知山市総務部税務課市民税係

電話 0773-24-7024（直通）

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出書類

ア 福知山市一般競争入札参加申請書（指定用紙）

イ 誓約書（指定用紙）

(5) 入札参加資格の有無

ア 入札参加資格が「無」と確認された者には、令和7年12月1日（月）午後5時までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。

イ 入札参加資格が「有」と確認された者には、令和7年12月1日（月）午後5時までにファックスによる送信又は電話連絡により通知する。また、後日「入札参加資格者証」を交付する。

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び福知山市財務規則（昭和54年福知山市規則第1号）の規定により行う。

(2) 入札の方法は、郵便入札とする。

ア 持参による入札書は、受け付けない。

イ 郵送方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送すること。それ以外の方法で郵送した場合は、無効とする。

ウ 郵送する封筒は、外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。

エ 入札書は、内封筒に入れ、のり付けの上、内封筒の貼合部分に代表者印で割印をすること。

オ 内封筒の表面に「入札書在中」と朱書するとともに、業務名、開札日

及び入札者の商号又は名称を記載すること。

カ 外封筒には、内封筒並びに担当者の氏名及び連絡先を記載した用紙（様式は、任意）を入れること。また、外封筒の表面に「（事業名称）入札書在中」と朱書するとともに、入札書の商号又は名称が分かるようにすること。

キ 外封筒の送付先は、以下のとおりとする。

郵便番号 620-8501

住所 京都府福知山市字内記13番地の1

宛名 福知山市総務部税務課行

ク 郵便局から交付される「差出控え」は、開札が終了するまで保管すること。

ケ 入札書の提出期限は、令和7年12月12日（金）午後5時までとする。

コ この号ケの提出期限は、福知山市総務部税務課に到達する期限である。

サ 入札者は、市に到達した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。提出期限前までに送付した封筒への必要書類の入れ忘れに気付いた場合は、最初に差し出した郵便の取戻手続を行った後、改めて、指定の方法により郵送すること。

シ 入札書を郵便により差し出した後に辞退しようとするときは、直ちに辞退届を提出するとともに、差し出した郵便の取戻手続を行うこと。ただし、入札書が市に到達した後においては、入札を辞退することはできない。

（3）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札の資格又は入札に関する条件に違反した者の入札
- （2）1つの入札について同一の者（他の代理人として入札した場合を含む。）が2以上の入札書を提出した入札
- （3）金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- （4）前項第2号イに規定する方法以外の方法で提出した入札
- （5）入札書の事業名称、商号若しくは名称のいずれかが記載されず、若しくは記載に重大な誤りがあり、又は入札書の押印のない入札書による入札
- （6）誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- （7）提出期限を過ぎて到達した入札

- (8) 入札書等の提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届け出た者のした入札
- (9) 虚偽の申請又は届出を行った者のした入札
- (10) 連合等の不正行為によってされたと認められる入札
- (11) その他入札条件に違反した入札

6 質疑

入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入の上、福知山市総務部税務課へ電子メール又はファックスにて提出すること。

(1) 質疑提出期間

公告日から令和7年11月28日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 質疑提出先

福知山市総務部税務課市民税係

メールアドレス zeimu■city.fukuchiyama.lg.jp

※ ■は@と読み替えること。

ファックス 0773-23-6537

(3) 質疑回答日

令和7年12月2日（火）

全ての質疑を取りまとめの上、回答日に参加資格「有」の者全員に電子メール又はファックスで行う。

7 入札保証金

- (1) 福知山市財務規則第117条第1項第3号により徴収しない。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額に100分の10以上の額を納付するものとする。この場合において、福知山市財務規則第117条第2項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、福知山市財務規則第148条第1項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

8 開札

- (1) 日時 令和7年12月15日（月）午後3時から
- (2) 場所 福知山市役所旧本館1階 入札室
- (3) 開札は、前2号の日時及び場所において行うものとする。
- (4) 郵便入札の参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、本人又は法人の代表者以外の者が立ち会おうとするときは、委任状を持参しなければならない。
- (5) 開札の立会いを希望する者が2人未満のときは、入札事務に関係のない職員の立会いのも行う。

- (6) 入札回数は、3回以内とする。
- (7) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする場合がある。
- (8) 再入札となる場合には、日時及び場所、入札書提出先及び入札書提出期限その他必要事項を別途通知する。
- (9) 前号の場合において、前回の入札に参加した者のうち無効又は失格の入札をした者は、これに参加することができない。
- (10) 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、落札決定を保留する。
- (11) 前号の場合において、同一価格で入札した者全員が現に立ち会っているときは、その場で立会人がくじを引くものとする。ただし、出席をしてもくじを引かないとき、又は同一価格で入札した者が立ち会っていないときは、入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

9 入札の延期又は中止

- (1) 市長は、郵便入札において、事故又は交通遮断等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき、又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は中止することができるものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により、入札を延期し、又は中止したときは、速やかに当該入札参加者に通知しなければならない。
- (3) 市長は、入札を延期したときは、受領した入札書等を延期後の開札まで厳重に保管するものとし、入札を中止したときは、不正な行為等により入札を中止した場合を除き、速やかに入札書等を当該入札参加者に返却するものとする。

10 入札に係る費用の負担

郵便入札に係る費用については、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

11 契約書の作成の要否

必要

12 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 問合せ先

福知山市総務部税務課市民税係

電話 0773-24-7024

ファックス 0773-23-6537